

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局担当局長の担当事務及び名称に関する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

京都市消防局担当局長の担当事務及び名称に関する規程

(担当事務)

第1条 京都市消防局に置く担当局長（以下「担当局長」という。）の担当事務は、防
災及び危機管理に関する事務とする。

(名称)

第2条 担当局長の職名の前に付する担当事務の名称は、防災危機管理とする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)